

(要因分析に向けて)

■新規里親登録について

☞府は単独世帯の割合が相対的に高く、世帯構成が積極的な登録につながりにくい可能性がある。

		数値		割合
		全世帯数	単独世帯数	単独世帯
大阪府		4,135,879	1,727,107	41.8%
参考	東京都	7,227,180	3,625,810	50.2%
	千葉県	2,773,840	843,071	30.4%
	静岡県	1,483,472	407,224	27.5%
	岡山県	801,409	284,926	35.6%
	全国	55,830,154	21,151,042	37.9%

(R2国勢調査)

☞府における年間家計収入平均額は全国平均を50万円以上下回っている。里親手当等の制度上の支援はあるものの、養育にかかる経済的負担が、積極的な登録へのハードルとなっている可能性がある。

		年間家計収入平均 (千円)
大阪府		5,031
参考	東京都	6,297
	千葉県	5,951
	静岡県	5,883
	岡山県	5,704
	全国	5,584

(R元全国家計構造調査)

(参考) 全国平均

	平均所得金額
里親家庭	601.1万円
一般家庭	545.7万円

(R6.4子ども家庭庁支援局家庭福祉課 資料集)

☞里親認定にあたっては、子どもの養育環境を準備する観点から、子ども用の個室の確保や、家全体でも一定の面積があるか等を確認している。府における1住宅当たりの室数や延べ面積は以下の状況であり、住宅事情が積極的な登録のハードルとなっている可能性がある。

		1住宅当たり居住室数 【室】	1住宅当たり延べ面積 【㎡】	持ち家比率【%】
大阪府		3.95	76.98	54.7
参 考	東京都	3.26	65.90	45.0
	千葉県	4.29	89.74	65.4
	静岡県	4.79	103.15	67.0
	岡山県	5.02	105.64	64.9
	全国	4.42	93.04	61.2

(H30住宅・土地統計調査)

(参考) 住宅の所有状況別里親家庭数

総数	自家		借家		その他	不明
	一戸建て	集合住宅	一戸建て	集合住宅		
4,815	3,392	454	261	546	78	35
100.0%	70.4%	9.4%	5.4%	11.3%	1.6%	0.7%

(R6.4子ども家庭庁支援局家庭福祉課 資料集)

### ■里親委託率について

- ☞措置開始時点でのアセスメントにおいて、トラウマ起因の行動や症状、愛着障がい、家庭環境への拒否等がある状態像の児童が一定割合存在。
- ☞府における社会的養護を必要とする児童については、心理的ケアや医療的ケアが現に必要な児童、さらには被虐待経験やトラウマ関連症状など、将来的にケアの必要性が見込まれる児童も含め、ケアニーズが高い状況にある。

### 府による措置開始時点でのアセスメント

	身体、発達及び心理 ケアニーズの有無	通院介助の必要性 の有無	児童精神科医療ケ ア必要性の有無	身体的、知的障がい、 発達障がいの有無
割合	70.0%	11.6%	20.2%	39.8%

(府措置児童の時点調査)

### 年齢階層別の措置開始時点でのアセスメント

	身体、発達及び心 理ケアニーズの有 無	通院介助の必要性 の有無	児童精神科医療ケ ア必要性の有無	身体的、知的障が い、発達障がいの有 無
0歳	31.8%	13.6%	4.6%	0%
1～2歳	35.9%	23.1%	1.3%	19.2%
3～5歳	44.9%	7.6%	6.0%	21.6%
6～12歳	77.4%	12.2%	23.7%	48.0%
13～18歳	75.1%	10.8%	23.6%	41.3%

### 措置種別ごとの主なケアニーズ

	全数	数値			割合		
		トラウマ 起因行 動・症状	愛着障 がい	家庭環 境への 拒否	トラウマ 起因行 動・症状	愛着障が い	家庭環境へ の拒否
里親	144	4	12	8	2.8%	8.3%	5.6%
小規模住居 型児童養育 事業	47	5	9	3	10.6%	19.1%	6.4%
児童養護	1,111	211	248	111	19.0%	22.3%	10.0%
乳児院	84	3	8	0	3.6%	9.5%	—

(府措置児童の時点調査)

## 府における社会的養護を必要とする児童の被虐待経験の割合

	全数	被虐待経験のある人数	被虐待経験の割合	全国平均*
里親	144	76	52.8%	46.0%
FH	47	24	51.1%	56.8%
児童養護施設	1111	839	75.5%	71.7%
乳児院	84	71	84.5%	50.5%

(府措置児童の時点調査 なお、\*はR4児童養護施設入所児童等調査結果)

☞里親委託した児童のうち、何らかの理由で施設への措置変更に至った児童が毎年一定割合存在する。

	措置変更数	里親委託児童数	割合
令和2年度末	17	209	8.1%
令和3年度末	11	203	5.4%
令和4年度末	14	194	7.2%

(府里親委託等実態調査)

## \*参考

児童養護施設からの措置変更ケース(他の児童福祉施設等への措置変更ケース)

	措置変更数	児童養護施設等入所児童数	割合
令和4年度末	31	1,195	2.5%

(福祉行政報告例)

☞また、施設入所や里親委託に際しては保護者同意が必要となるが、里親委託の保護者同意については困難な事例も存在する。

上段/里親委託が望ましいと判断した数 下段/うち、里親委託以外の措置となった数	里親委託以外の措置となった理由（重複あり）	
	うち、里親委託に関し、保護者同意が得られず委託不可	うち、児童の状況にマッチング可能な里親が確保できず委託不可
78	25	26
52	32.1%	33.3%

（府新規措置児童ニーズ調査）

上記のとおり、大阪府において社会的養護を必要とする子どもは、虐待経験を有する者が多いほか、愛着障がい、トラウマに起因する行動・症状や家庭環境への拒否等、特別な支援が必要となる状態像の者も多い。

府における子どものケアニーズの実情を踏まえると、里親には、一定以上の養育スキルがあるか、その獲得が見込まれるか等、登録にあたって慎重な判断が必要とされる。

こうした背景を踏まえ、全子ども家庭センター管内でA・B型フォスタリング機関の整備、全子ども家庭センターへの家庭移行推進チームの配備等、体制整備を進めてきたにも関わらず、登録数が伸び悩む現状にある。

また、登録された里親であっても、委託をするにあたっては、子どもの最善の利益の観点から丁寧なマッチングや、委託後支援の必要がある中で、委託率についても計画目標値に届かない見込み。